



CONTENTS

I New Dean

法学部長就任のご挨拶	徳川 信治	2
法学研究科長留任のごあいさつ	宮井 雅明	4

II New Face

場所が変わっても	中西 千香	6
着任の御挨拶	中村 修輔	7

III Academic Conference

世界法学会 2018 年度研究大会開催報告	薬師寺公夫	9
-----------------------	-------	---

IV Presentation

ストラースプール大学法学部での講演会	出口 雅久	10
--------------------	-------	----

V My Book

自著紹介『参議院と議院内閣制』	大西 祥世	12
自著紹介『医師民事責任の構造と立証責任』	平野 哲郎	14
『訴訟と専門知—科学技術時代における裁判の役割とその変容—』	渡辺 千原	16

VI Study Group

研究会		18
-----	--	----

VII Research Grant

科研費		18
-----	--	----

新法学部長挨拶

New Dean

法学部長就任のご挨拶

徳川 信治 TOKUGAWA Shinji

法学部長に就任してはや2か月が過ぎようとしております。この2か月の間、入学式など式典への出席、多くの場でのあいさつをする機会が増えましたが、こうしたことには慣れていないせいか、常に緊張しっぱなしの状態です。

さて、立命館大学は、京都法政学校を源に発しておりますので、法学部も2020年には120周年を迎えます。このように歴史ある学部において大役を仰せつかり、その重責も実感しております。何とか職責を果たさなければ、と襟を正す毎日です。

1986年4月立命館大学法学部に入学して以来、大学院を経て今日に至るまで、何らかの形で立命館大学とかかわってまいりました。1996年から法学部に奉職させていただき栄誉をいただきましたが、立命館大学法学部に入学していなければ、私の専門とする国際法にどっぷりつかれることも、そして研究者としての道を歩むこともなかったと思います。

私の人生の道しるべを与えてくれた立命館大学法学部をめぐる情勢は、大学教育、そして法学部教育の質向上をうたう文部科学省の目まぐるしい政策変化によって厳しいものとなっております。文部科学省における高大接続改革により、高校など中等教育との教育連携が求められ、さらには入試においても、学力一本ではなくいくつかの能力を総合的に判定する試験制度の導入、国公立大学を中心に動き出している特別入試へのシフトに対する



対応など検討しなければならないことが目白押しです。

また教育においては、キャリアを見据えた道筋をつけた教育やグローバル化に対応した科目の充実が求められる一方、学生実態を見れば、学生の学びに対する関心や海外渡航・留学への関心の低下や学習時間の低下がみられます。

目まぐるしく変化する文部科学省の政策や社会変化と現実の学生の意識との温度差を解消するための教育展開には、いくつかの節目があるわけですが、やはり初年次において学生の学びのスイッチを押すことができるかという点が決定的に重要です。法学部は、こうした実態を踏まえつつ検討を進め、2016年に教学改革を実施し、現在、その改革を実行

しています。

こうした教育の充実を後押しするものとして一つ上げておかなければならないことがあります。1981年に広小路から衣笠の地へ法学部が移転して以来、初めて大規模な改修が存心館に対して行われ、2018年3月に竣工式を迎えました。この改修により、「学びを自主的・個人的なものにとどめることなく、相互の学び合い、そして相互を関連付けられることをいっそう可能とするような場」が生まれました。例えば、存心館の2階の教室も、学生と教員、学生間の双方向の学びを促すアクティブラーニングを可能とする可動型の100名規模の教室を配置しました。これまでの1階のラウンジも、「ろこも (Law Commons Square)」と名付けられたラーニング・コモンズエリアとして改修し、「思考・読解の空間」と「表現・交わりの空間」を調和的に配し、個人の学びと集団的な学び合いの共存・循環を目指した空間にしました。こうした施設を十二分に活用して、学生の学びと成長をいっそう展開する法学部教学の推進をしてまいりたいと考えています。

このようなハード面の整備も視野に入れながら、法学部教学の充実を図ってきたところではありますが、外的状況はそれ以上の変化を求めてきています。法学部の仕組みも、法科大学院（ロースクール）の改革に伴い、法学部と法科大学院との接続に厳しい制約があった時代から、法学部と法科大学院の接続教育を意識したいっそう密接な関係を構築することへの急速な転換が要求され、また、その対応もこれまで以上に迅速かつ適切さが求められる厳しい状況にあります。

こうした厳しい状況の中でも、法学部教員の研究は、日本学術振興会の科学技術研究費



の採択結果においてみられるように、いくつかの分野で全国でも有数の研究発信をするものとして評価を得ています。教育の場だけでなく、研究の場としての立命館大学法学部をよりいっそう発展させ、社会に発信してまいりたいと考えております。

学生と真摯に向き合い、父母教育後援会や校友会・法学部同窓会をはじめとする皆様のご支援を賜りながら、教職員のすべての皆さんとともに、立命館大学法学部のこれからの未来に向かって一歩ずつ進んでまいりたいと考えております。

(とくがわ しんじ・国際法)

法学研究科長挨拶

New Dean

法学研究科長留任のごあいさつ

宮井 雅明 MIYAI Masaaki

2018年度の法学研究科長を務めることになった宮井と申します。私は、2017年の9月に法学研究科長に就任しておりますので、形式上は「留任」ということとなります。法学部長だったときは、法学部のスタッフや関係者のみなさんにごあいさつ申し上げる機会が多々あったので、「お前の話は聞き飽きた」「ダジャレがマンネリ化している」という方もおられるとは思いますが、ただ、本誌ではこれまで法学研究科長としてごあいさつ申し上げる機会はありませんでしたので、この場をお借りして改めてごあいさつさせていただきます。

法学研究科をめぐる情勢が大変厳しいことは、いまさら申し上げるまでもありません。本年度は15名の入学者を受け入れましたが、その前の2か年は連続して9名の入学者しかいませんでした。本学に限らず法科大学院全般をめぐる情勢もまた厳しいこと周知のとおりですが、その法科大学院の動向が法学研究科に影響を及ぼしてきたこと、そして、今なお影響を及ぼしつつあることは否めません。もはや法学研究科は司法試験受験者の受け皿とはなり得ません。さらに、最近特に注目されるのは、司法試験に合格しているか否かに関わりなく、法科大学院の修了生について企業法務や公務員等への進路開拓が進められようとしていることです。その結果、これまで法学研究科が念頭に置いていた修了生の進路との間で競合が生じています。もちろん、法学政治学研究者、税理士、司法書士など、



法学研究科ならではの進路もないことはないのですが、絶対数は限られます。このうち、税理士については、法学修士号の取得に伴う試験科目免除があるため、これまで多くの税理士志望者を法学研究科は受け入れてきたのですが、なぜか、近年、その数は伸び悩んでいます。

このように、法学研究科は、いわば八方塞がりの状態にあるかのように見えます。しかし、法学研究科でなければ身につかない力は、確実にあると思います。それは、やはり、修士論文あるいは博士論文の完成を目指してひとつのテーマを深掘りするという、法学研究科に特有の学修のスタイルに起因するものだと思います。ひとつのテーマについて本当の意味で深掘りができれば、他のテーマに取り組むに際しても応用が利くものです。さらに、法科大学院での学修では事実上困難な、比較

法的視点や学際的視点を体得する機会にも恵まれています。これらすべて、法学研究科があくまでも「研究」を究める場と位置づけられていることに由来しています。結局、法学研究科の将来を展望するにあたっては、その原点に立ち帰ることが必要なのかもしれません。

もちろん、他にも考えるべきことはたくさんあります。企業法務は法学研究科にとって有望な進路のひとつですが、その割には法務実習の受け入れ先が限られていたり、専門の内容を英語で読み、書き、話す授業に乏しかったりします。公務員養成についても、公務研究科の募集停止後に法学研究科がこの分野でどのような役割をどれだけ発揮できるかにつ

いて検討を進めなければなりません。留学生受け入れの課題もあります。しかし、これらの課題への取組みは、すべて、「研究」の場としての法学研究科の性格を念頭に置いて、それと整合性を保つ形で進められる必要があるのではないかと思います。

以上、留任のあいさつというよりも、やや生硬な問題提起のようなものになってしまいましたが、今後の議論のきっかけともなれば幸いです。

(みやい まさあき・民事法)



新任紹介

New Face

場所が変わっても

中西 千香 NAKANISHI Chika

4月に法学部の中国語教員として着任しました中西千香です。広いキャンパス、たくさんの学生、日々新鮮な気持ちで仕事に臨んでおります。

前職は、公立大学の外国語学部にて、8年間勤めておりました。言うなれば、第一外国語の学生にゼロから教えて、ある程度の中国語の使い手にして、社会に送り出していたわけです。

ゼロから教えるというのは、ある意味、どんな色にも自分で染めることができ、学びを終えた彼らこそが自分たちの成果物であり、しっかり教えたならば教えた分だけ、またはそれ以上に育って、巣立っていく、とてもやりがいのある仕事でした。

そんな私が今度はもっぱら第二外国語としての中国語を教えることになったのです。これまでも第二外国語を教えることはありました。特に違いを感じることはありませんでした。また、こちらに赴任する前後、今後第二外国語の授業だけになるが、満足できるかという質問を何人かからされました。もちろん答えはYESです。

私が授業で心がけているのは、学生をやる気にさせることです。何の因果か中国語を学ぶことになってしまったというような、はっきりとしたモチベーションがない学生は、私にとっては格好の相手です。中国語の授業が楽しい、もっと話せるようになりたいと思ってくれることが、動力となって、彼らの力に変わっていきます。

中国語は、欧米の言語と異なり、難しさの



傾斜が緩やかで、その緩やかな傾斜がずっと続きます。いわば、ゴールの見えないならかな坂道なのです。ですから、中国語習得には、何より忍耐強く上り続ける根気強さが何より必要なのです（阿辻 2007:31-32 参照）。

学びたい意欲が高い学生であればあるほど、そんな学生から出てくる質問は、必ずと言っていいほど、教員もうなる質問だったりします。こうなると学習者のタイプはあまり関係ないなと思います。

さて、こちらでの授業が始まって、二か月が経とうとしています。毎回の授業は、みんな積極的に取り組んでくれ、こちらもうれしくなります。ガッツのある立命館大学の学生さんたちは、授業もまじめに聞いていますし、授業中も授業後も積極的に質問してくれます。

わからないことをわからないと言える、さ

さいなことでも発言してくれる、教師と学生との間に、このような言葉のキャッチボールができることこそが、真のコミュニケーションであり、社会に出ていくときに何より大事なことだと感じます。

私の大学での役割は、教える場所が変わっても変わりません。学生をよく観察して、学生が今何を考えているか、また、中国語の学習でどこにつまずいているのかを察知して、対応する。スムーズに学びのステップアップ

ができるように導くことだと思っています。

半年、一年と教えていく中で、学生たちに中国語を学ぶ喜び、中国語を学ぶ醍醐味を伝えていけたらと思っています。そして、何より、より多くの中国語の使い手が世に出て、現在の多言語社会で活躍してくれるよう、私も努力していきたいです。

参考文献：阿辻哲次 2007『近くて遠い中国語 日本人のカン違い』中公新書

(なかにし ちか・中国語)

New Face

新任紹介

着任の御挨拶

中村 修輔 *NAKAMURA Shusuke*

この4月から、立命館大学法科大学院の実務家教員を命じられました京都地方裁判所裁判官の中村修輔と申します。

出身は京都市上京区です（実際に生まれたのは府庁近くの日赤病院です）。中学・高校は衣笠キャンパスにほど近い中高一貫の男子校に6年間通学し、大学時代には朱雀キャンパスにほど近い自動車教習所で運転免許を取得するなど、京都は私にとってまごうことなき地元です。この地元京都において、歴史と伝統のある立命館大学の教壇に立つ機会を与えていただき、大変嬉しくも光栄なことと感じております。

裁判官としての経歴ですが、平成17年に裁判官に任官して以降、大阪、横須賀、東京、福井の各裁判所において、主に民事訴訟事件



を担当してきました。この間、医事事件集中部、民事執行専門部、交通専門部といった専門性の高い事件類型を取り扱う部に在籍する機会を得る一方で、小規模庁や支部において、家庭裁判所の事件も含め、多様な類型の事件を処理する経験もいたしました。また、判事補の在外研究制度によりアメリカのニュージャージー州裁判所において1年間研修する機会を得たり、最高裁の事務総局において2年間いわゆる司法行政事務に従事する経験もしたりと、裁判以外の経験を積む機会もございました。こうした様々な任地での一つ一つの経験は、私にとってかけがえのない財産となっています。

法科大学院での担当科目は、実務基礎科目のうち、必修とされる「要件事実と事実認定」と、その発展編というべき「民事裁判総合演習」となります。私自身、まだまだ未熟な中堅裁判官にすぎませんが、学生の皆さんに対しては、私なりに培ってきた法律実務家としての「思考の型」を伝えることができればと思っています。

御承知のとおり、今、我が国の法曹養成制度は重大な岐路に立たされているといえます。とりわけ、法曹志望者の減少という事態については、現場の裁判官も強い危機感を抱いているところです。このような時代において法曹を志す学生の教育に携わるわけですから、現職の裁判官として法曹の魅力をしっかり伝えたいと思っていますし、私が身近に接する初めての現職裁判官となる学生も多いと思われるので、一人一人の学生が法曹としての前向きな将来像を思い描いてもらえるよう、熱意をもって授業に取り組みたいと思っています（間違っても、初めて接した裁判官が学生を幻滅させるということがあってはな

らないということは、肝に銘じたいと思っています。)

また、裁判官に限った話ではないかもしれませんが、裁判所という組織の中にいますと、どうしても内部の人間との交流に偏ってしまいがちなところがあります。法科大学院に派遣されるということは私にとっても大変刺激的なことです。この機会に多くの先生方から御指導をいただき、いろいろなことを学ばせていただければと思っています。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(なかむら しゅうすけ・民事法)



薬師寺 公夫 YAKUSHIJI Kimio

2018年5月19日(土)立命館大学朱雀キャンパスの中川会館大講義室で世界法学会2018年度研究大会が本学法務研究科との共催で開催されました。立命館大学で世界法学会の研究大会が開催されるのは、1998年5月の第31回の研究大会(衣笠キャンパス)以来、実に20年ぶりのことです。

今研究大会は「持続可能な発展と世界法」を統一テーマとし、最初に企画主任からテーマの趣旨説明がされました。午前の第1セッションでは、大平剛北九州市立大学教授の『持続可能な人間開発』概念から読み解くSDGs」、西村智朗立命館大学教授の「持続可能な発展概念の拡張と国際環境法」、伊藤一頼北海道大学准教授の「国際経済法における価値調整問題と『持続可能な発展』概念」の3つの報告があり、それらを踏まえた質疑応答がなされました。午後の第2セッションでは、公募から選ばれた、久保庭慧中央大学大学院法務研究科博士後期課程院生の「文化多様性と持続可能な発展—ユネスコの規範設定活動に即して—」と本田悠介公益財団法人笹川平和財団海洋政策研究所研究員の「海洋法における『持続可能な開発』概念の展開—国家管轄圏外区域の海洋生物多様性の保全と持続可能な利用をめぐる議論を中心に—」の二本の報告がなされ、それらについて活発な質疑がなされました。最後の第3セッションは英語によるセッションで、Virginie Barral ハートフォードシャー大学上級講師の Sustainable development's function as an international legal norm: from interpretation to obligation of means

についての報告があり、活発な質疑応答が行われました。

本研究大会には、世界法学会の正会員・傍聴者を含めて176名が出席し、立命館大学の教員、院生、学生を含めると計193名が参加しました。持続可能な発展を国際法のさまざまな分野、角度から総合的に検討した研究大会として、盛会のうちに幕を閉じました。閉会后、参加者は、場所を多目的ホールに移した懇親会で、一日の学会を振り返るとともに京都の地酒と料理に舌鼓を打ちながら相互の親睦を深めました。今回の学会開催に当たっては、衣笠総合研究機構の吾郷真一、法学部の湯山智之、徳川信治、国際関係学部の西村智朗、法学アカデミーの赤塚みゆき、法務研究科の薬師寺公夫が大会事務局を構成し、大学関連部局の援助ならびに各研究科の院生と法学部の学生の参加を得て大学運営に当たりました。現在、世界法学会の事務局長は徳川信治法学部長が務められ事務局も本学法学部共同研究室に置かれていますが、開催校としての責任を果たすことができ一同ほっとしています。これも立命館大学法務研究科をはじめ、立命館学園の暖かい支援のお陰と厚く感謝申し上げます。

(やくしじ きみお・国際法)



Presentation

海外講演

ストラスブール大学法学部での講演会

出口 雅久 *DEGUCHI Masahisa*

本年 2018 年 2 月 23 日から 3 月 8 日までケルン大学、バーゼル大学、フライブルク大学などを学会参加等で訪問した際に、3 月 4 日から 7 日まで本学協定大学であるストラスブール大学法学部を訪問し、講演会を開催する機会に恵まれたので、その経緯についてここでご紹介したい。まず 3 月 5 日にストラスブール大学法学部長 Professor Jeanne-Marie Tufféry-Andrieu のご招待により、同大学国際担当副学部長 Professor Peggy Ducoulombier、同大学博士課程主任 Professor Carolin Kleiner、また在ストラスブール日本国総領事・佐藤隆正・欧州評議会常駐オブザーバー大使、同領事館・新津久美子専門委員、そして、金沢大学法科大学院本間学准教授とともに、大学近くのレストランで打合せを兼ねて昼食会が行われた。ストラスブール大学法学部長 Professor Jeanne-Marie Tufféry-Andrieu は、本学との学術交流に極めて熱心であり、英語またはドイツ語に堪能な研究者であり、正直言って、筆者のフランス人研究者の印象がかなり変わった。

さて、今年は日仏友好条約締結 160 周年にあたり、フランス各地においてジャポニスム展などが展開されており、ストラスブール国立図書館においても三島由紀夫展が開催されていた。今回、佐藤隆正・在ストラスブール日本国総領事からもストラスブール訪問前から様々な情報提供があり、筆者もこれを機会に本学の協定大学であるストラスブール大学との学術交流を推進するために、



ストラスブール大学法学部長室にて

私の拙い講演会に佐藤総領事にも御臨席賜り、また京都地裁判事の際に面識のあった結城康介領事、私のゼミ出身の金沢大学法科大学院・本間学准教授にも参加して頂くことになった次第である。学生諸君は学期末試験中にもかかわらず、日本留学に関心のあるストラスブール大学法学部の学生・院生諸君に参加して頂けたことは、とても有意義であったと考えている。

肝心の講演会であるが、Professor Peggy Ducoulombier 副学部長から二日に亘って 2 回の講演会を開催してほしいとの要請があり、最初は少し躊躇したが、フランスの大学から講演を依頼されるのは初めてであり、折角の機会なのでお受けした次第である。

まず 5 日は 14:00 から「日本民事司法制度入門」について、翌日は 6 日は 10:00 から「日本における民事訴訟と ADR とのフレ

「シンプルな紛争解決モデル」について下手なドイツ語訛りの英語で講演を開催した。両日の講演会では、ストラスブール大学法学部 Professor Peggy Ducoulombier 副学部長の司会で、旧知の Prof. Daniel Axeandra などが二日連続講演会に参加して頂き、質疑応答も活発に行われた。

なお、Professor Carolin Kleiner は今年の8月末に九州大学で予定されている国際比較法学会に参加される予定であり、また Professor Peggy Ducoulombier も日本の協定大学も訪問する予定であり、その際には、可能なかぎり本学も訪問したいとお話を伺うことができたことは思わぬ収穫であった。

その後、在ストラスブール日本総領事館も訪問し、慶応義塾大学の後輩に当たる吉川亨首席領事とストラスブール大学や本学の客員教授として招聘した Jean=Paul Costa 国際人権研究所所長との学術交流について協議する機会を得た。

また、3月6日は、講演会の後にストラスブール国際人権研究所 Jean=Paul Costa



ストラスブール大学での講演会にて

所長と Elsa Zimmer 事務局員と国際人権研究所がコーディネートする国際人権セミナーを京都で開催したいとのご提案を頂いたので、法学部に持ち帰って協議する旨をお伝えした。

その後、夕方は、佐藤隆正・在ストラスブール総領事公邸において Jean=Paul Costa 元欧州人権裁判所所長官、Prof. Angelika Nussberger 欧州人権裁判所副長官、Tim Eicke 欧州人権裁判所判事、金沢大学法科大学院本間学准教授・総領事館関係者と晩餐会が開催された。Prof. Angelika Nussberger 副長官は、現在、本学の協定大学であるケルン大学法学部東欧法研究所所長を休職中であるが、欧州人権裁判所の裁判官の中でも数少ないロシア法を専門とする比較憲法学者であり、本学の国際平和ミュージアムの平和教育研究センターにおける国際的な学術活動にも高い関心を示されており、2019年2月に本学訪問教員として招聘することができることを楽しみにしている。

(でぐち まさひさ・民事訴訟法)



日本総領事公邸での晩餐会にて

自著紹介

My Book

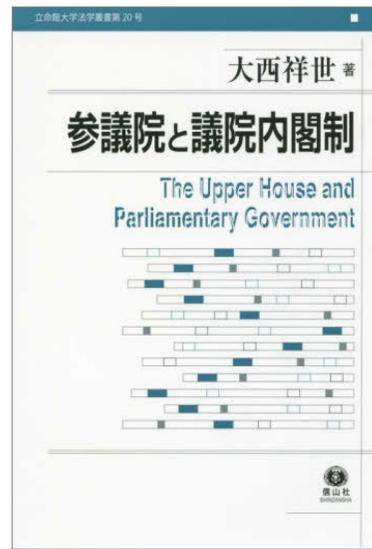
自著紹介『参議院と議院内閣制』

大西 祥世 ONISHI Sachiyo

この本は、参議院を中心に、憲法に基づいた国会や議院内閣制の運営を整理して、憲政の実績をまとめたものです。平成年間後期の議会運営の実務を憲法学として見つめ直し、実証的に検討を加えることを主旨としました。今日の国会には、財政統制をはじめ政府のコントロールや行政監視の役割がますます期待されています。実証的な観点から国民代表議会としての参議院の役割や位置づけを見直すことは大事なことと思われま

す。日本国憲法が施行されてから60年目の2007年に行われた参議院選挙で野党（民主党など）が議席の過半数を占めて「ねじれ国会」となりました。これを機に野党は勢いづき、2年後の2009年の衆議院選挙で政権交代が起き「ねじれ」は解消されました。2010年の参議院選挙では再び野党（自民党・公明党）が議席の過半数を占めて、もう一度「ねじれ」になりました。2012年の衆議院選挙で再び政権交代があり、衆参両院で与党が多数となり、また「ねじれ」が解消しました。

2007年から2012年の5年間は、日本国憲法がもともと想定していた政権交代が実際に連続して起きた時期でしたが、参議院の選挙結果や議会運営が引き金になりました。この時期の参議院では従来の慣例や憲法解釈が考え直されました。とくに、法律案の審査、その他の議院の権限行使における衆議院との関係、責任追及や行政監視を含めた内閣との関係、予算および決算の審議を含む財政・税制のコントロール、皇室との関係が議会運営の焦点となりました。しかし、「ねじれ国会」



立命館大学法学叢書第20号
『参議院と議院内閣制』
大西祥世著 信山社
2017年11月 ¥8,000+税

は数十年ぶりに出現したものであったので、「強い参議院」として批判を受けるばかりで混乱が目立ち、憲政の混乱を落ち着かせるための憲法学研究者からの助言や問題提起もあまり見られませんでした。

私はこの激動の2007年期の参議院を率いた江田五月第27代参議院議長の立法調査スタッフ・議長秘書として、議会運営の実務の一端に関わり、こうした議会制と内閣の激動を間近に見る機会がありました。当時の私の仕事は、具体的には、「ねじれ国会」の参議院を運営するなかで浮かび上がってきた憲法

と憲政に関する論点メモを作成して議長に提出して執務の参考にしていただくことでした。憲法学の研究者や議会事務局の皆さんなどにも協力して頂いて3年間で提出したメモは50テーマ・A4判で200頁に及びましたが、いずれも、そこで検討する論点は、それが実際に参議院の運営の焦点となり、数日、またはその日のうちに決着をつけなければならないものでして、そのスピードに間に合うように作成して提出することが求められました。こうして蓄積された論点メモがこの本の第一次稿です。私はその後内閣府男女共同参画局での勤務を経て本学に憲法学担当の教員として着任して、出版の構想が徐々に具体化していきました。

私は、こうした憲法と憲政の実践の現場に立ち会うことで、これまでの憲法学界では、二院制も議院内閣制も衆議院の視点からの考察が中心であり、参議院は軽視されていたことに改めて気づかされました。先行研究は必ずしも十分ではなく、参議院について憲法学で考えられていたものと実体はかなりちがうことや、参議院の議会運営には憲法慣習の豊かな知恵があることにも気がつきました。国会のあり方や内閣との関係の新しい展開も見えてきたように思います。このように実際に仕事をするなかで、おぼろげながら、参議院の実体が見えてきたと思いました。

そこで、たいへん非力ですが、この状況を少しでも改善して実務と学界の間に新しい架け橋を設けたいという思いで執筆したのがこの本です。研究者としては、憲法典と憲法を諸外国と比較して研究するのが課題ですが、憲法学の研究と憲政実務の関係を扱ったこの本の性質上、諸外国のケースに基づく比較研究はそれほど簡単には扱えません。そこで、この本では先述した2007年期と2010年期

の「ねじれ国会」、つまり参議院少数与党において浮かび上がった課題に集中して検討しました。

日本国憲法の条文は、議会制を動かす原作として極めて重要ですが、憲法典の条文だけではそれをどのように解釈しても、実際の運営のルールとしては不十分です。そこで、憲政の現場では、憲法慣習や憲法附属法の内容も勘案した、実際に議会を動かすことができる憲法のシナリオを作成する必要があります。この本では、日本国憲法という「原作」が本来予定していた参議院の位置づけを説明し、また、実務や憲法学説が原作に加えた「解釈」というシナリオや、実際の舞台である衆参各院の運営や内閣との関係で作られたもう一つの憲政のシナリオも明らかにすることに集中しました。施行後70年を迎えて何かと取り上げられる機会も増えた日本国憲法の議論に、何か新しい角度からの検討ができたのであれば望外の幸せです。

余談ですが、この本で扱った憲政の実例を講義中に示すと、学生は国会や内閣をより身近に感じるようです。憲法に関する関心と学修意欲が高まる様子がわかり、私の職歴が大学教育の場でも役立てさせていただけることをうれしく思っています。

最後になりましたが、この本は立命館大学法学叢書第20号として信山社から刊行することができました。出版助成をいただいた立命館大学法学会にお礼を申し上げます。

(おおにし さちよ・憲法)

My Book

自著紹介

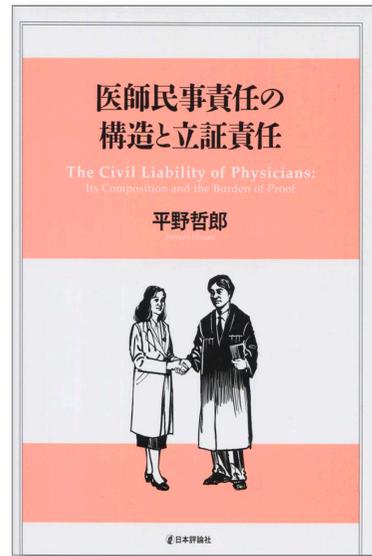
自著紹介『医師民事責任の構造と立証責任』

平野 哲郎 HIRANO Tetsuro

民法では、契約法と不法行為法は全く異なる体系であるとされるのに、民事訴訟法では、医療過誤訴訟は契約構成でも不法行為構成でもほとんどその主張立証責任に変わりはないと学生時代に説明され、違和感を覚えた。実体法における二つの法理の峻別が訴訟の場面ではなぜ無視されるのかという疑問は、その後、実務に携わっても、研究を続けても消えなかった。

また、私は裁判官に任官した年に母を癌で亡くした。その時の母の主治医は、本人に病名を告げてほしいと何度頼んでも応じてくれなかった。自宅から2時間かかる遠方だったものの、まだ数少なかったホスピスに入院できたが、そこでも延命医療を拒否していた母にどこまでの治療をするべきか、母の意識レベルを保つことと鎮痛剤投与のバランスをどのようにとればよいのかなど、割り切れない悩みが次々と生じた。患者の自己決定権やインフォームド・コンセントという言葉はそろそろ登場していたが、誰が、何を、いつ、どう決定したらよいのか医師も患者・家族も手探りの状態であった。この経験から、私は、医療の分野における医師と患者の関係を法的に解明し、医師や患者の迷い・悩みを少しでも軽減する役に立つ研究をしたいと痛切に感じた。

本書は、学生時代に覚えた疑問に対する私なりの答えであると同時に、医師と患者の法的関係について考察した軌跡である。従来、医療過誤は主に不法行為法の枠組みの中でアドホックに解決されてきた感が強いが、私は



『医師民事責任の構造と立証責任』

平野哲郎著 日本評論社

2018年2月 ¥6,019 + 税

契約法の枠組みを使って医師・患者関係を統一的に説明できる理論を構築し、医師の民事責任についての新しいパラダイムを提供しようと試みた。治療という目的に向けて努力することを合意し、それを実現するパートナーである医師と患者の間を、ひとたび紛争が発生した場合に加害者と被害者に分断して、不法行為法によって解決を図るのは適切とはいえないのではないかと。医師と患者の関係を結合し、規律するツールとして医療契約を用いて、紛争の予防と解決を図ることが望ましい。医師・患者関係を契約法で理解し、両者の権

利と責任を明確にし、双方が安心できる医療環境を整えるための法理論的な基盤を提供することを本書では提案している。

本書は3部構成になっている。第Ⅰ部では、医療水準論や不可抗力の主張を契約法理の判断枠組みの中に位置づけ、債務不履行と因果関係の主張立証責任の分配を要件事実論的に分析した。第Ⅱ部では、医療過誤に特徴的な損害法理である、治療に関する自己決定権、相当程度の可能性、期待権、機会喪失等について日本の判例法理とコモン・ローを比較した。第Ⅲ部では、訴訟法及び訴訟実務的な観点から、債務不履行と不法行為の損害賠償請求権の競合問題、診療ガイドラインの訴訟での利用、医療水準の変動が判決の既判力の範囲に与える影響、医療訴訟において不可欠な専門家の活用方法について提言をした。

本書の刊行に当たっては、科研費の学術成果公開促進費の助成を受けた。助成を受ける以上、年度内に刊行しなければならない。通常業務をこなしつつ、長年にわたる研究の成果を推敲して、見解や表現の変遷の整合性をとる作業はなかなかの難行であったが、実務から大学に転じたことを、大学時代ゼミでご指導を受けた樋口陽一先生にご報告した際に、「単著を重ねて『平野民事法』の連峰を築いてください」というお言葉をいただいた

ことを思い出して乗り切った。本書は7年前に出版した『実践民事執行法・民事保全法』（日本評論社）に続く2冊目の単著である。まだまだ「連峰」にはほど遠いが、とりあえず教科書の山と研究書の山を何とか築くことができた。

カバーデザインには、法と医の連携を象徴するために、裁判官と医師が握手をしているイラストを用いたが、これはデザイナーをしている叔父に「白土三平風」とお願いして描いてもらった。カバーにイラストを配したのは、少しでも親しみやすい装丁にして、法律家以外の医療関係者や一般の方にも手にとっていただきたかったからである。ピンクの配色とともに、法律の研究書としては異色のデザインとなったため、他社の編集者からは「私が担当なら驚愕します」という感想を頂戴した。出版後、フローチャートなど視覚的な理解を助けるツールが分かりやすいと、医療関係者から好評を博しているのは、狙いの中でほくそ笑んでいる。

研究と実務の狭間で考えてきたことをまとめたこの書物が、少しでも医事法研究の進歩とより良い実務に寄与し、医療と法の新しい関係の発展に貢献できれば幸いである。

(ひらの てつろう・民事訴訟法、医事法)



自著紹介

My Book

『訴訟と専門知

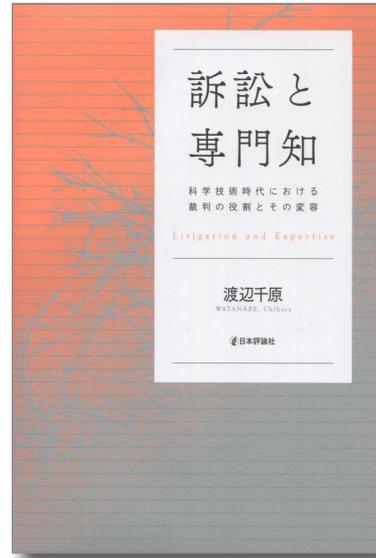
—科学技術時代における裁判の役割とその変容—』

渡辺 千原 WATANABE Chihara

京都大学法学研究科博士後期課程に進学したのち、アメリカの弁護士倫理の議論を整理した修士論文を公表論文に仕上げるめどが立たず悩んでいた。そのころ、民事訴訟法学では手続保障の第三の波の議論の影響が強く、具体的、等身大の人間像を前提に、そうした当事者による紛争解決のための対話過程に重点を置く考え方から示唆を得るとともに、それを徹底することには違和感も覚えていた。そんなある日、「紛争解決過程の中で、当事者同士の納得では解決できない、客観的な新しい科学的事実が明らかになってしまったら、解決は対話に還元できなくなるのではないか」という疑問が浮かんだ。何となくの違和感が、形のある疑問となった瞬間だった。

これが、1997年に研究者としてはじめて公表した「事実認定における『科学』—合衆国のベンデクティン訴訟を手がかりに—」における問題提起で、このたび、初めての単著として出版した『訴訟と専門知—科学技術時代における裁判の役割とその変容—』までを貫いている。1度は理学部に進学したいという希望を持ち、自然科学への憧れが捨てきれなかったこと、また裁判のなかの「裁判官による判断」という営みの解明に関心があったこともこの背景にある。

ただ、公表論文の草稿段階の研究会報告では、この問題提起に対し、第三の波の主要論客、井上正三先生に、「私の議論はその問題も含めてのものなのだ」と簡単にいなされ、実証性を重んじる宮澤節生先生には、「アメリカの議論の紹介では法社会学とは言えな



『訴訟と専門知—科学技術時代における裁判の役割とその変容—』

渡辺千原著 日本評論社
2018年2月 ¥5,800 + 税

い」とたしなめられた。その2つの言葉にどう答えるかが、以来、20年間にわたる研究で常に意識した課題であった。

その後、司法制度改革という大きな波が訪れ、立命館大学に就職してからは、日本の司法制度改革や医療過誤訴訟、専門訴訟への対応を主たる研究対象として、その問題を考察しており、本書は暫定的ながら一応の集大成ということになる。当時は、科学的真実の絶対性をどこかで措定していたが、科学的知識もその社会的文脈に位置づけ、「専門家による専門知の主張」に目を向けるようになって

た。そのうえで、司法のプレゼンスを高めるという日本の法化プロジェクトを目の当たりにし、訴訟の専門化が進む中、裁判の役割の変容を見据えつつ、なお裁判が紛争解決や規範形成において果たす役割を重視し、改善を目指したいという基本的なスタンスでの著作となっている。

さて、本書の内容について概観したが、ここまでたどり着くのに20年もかかってしまったという思いと、よくぞ出版にこぎつけられたものだという思いの双方がある。特に、娘を出産してから2度の育児休業を経て、保育所の送迎が10年間続き、常に時間に追われていたころは、著書はおろか、それほど長くない論文を執筆するのも四苦八苦だった。そんななか、大学院時代の法社会学の研究仲間たちが、博士号取得を目指して一歩ずつでも前に進もうというプライベートな研究会（咲耶会）に誘ってくれた。女性研究者だけの会で、研究会のあとおいしいものを食べに行くことにも重点があり、子育ての悩みも含めて語り合い励まし合っていた。しかし、言葉というのは重要なもので、「博論を書く」というキャッチコピーに触発され、実際に、一人また一人と本を出版したり、博士学位を取得したりと、想定以上に成果をあげていき、ついに私もその気になった。

一念発起して、手始めに科研での研究成果公開促進費の申請をすることにしたのが2016年のこと。その際には、出版社の見積もりを提出することも求められる。ちょうど同時期に、同じく研究成果公開促進の応募準備をされていた平野哲郎先生に紹介していただいて、日本評論社についてに見積作成をお願いすることができた。法学セミナー編集で忙しい柴田英輔さんも科研申請の段階とあって、気軽に引き受けてくださったのだろう。

2017年4月、私が法学部ではじめて執行

部の仕事を始めることになった日、科研の公開促進費の採択通知が届いた。この年度は、できたら研究は頼まれた学会の報告だけにしておこうと思っていたところ、そうはいかなくなかった。

慣れない会議や学会報告準備に追われて、気づけば夏、そこから本格的な作業を始めた。収録予定の論文を書くために集めていた資料を引っ張り出し、読み直してみるうちに、本の章の構成を変えたくなくなった。咲耶会の先輩には、「書式の整理にとどめて、作り直そうとか書き足そうなど考えない方がよい」と助言されていたにもかかわらず、つい、20年前に書いた論文と2年前に書いた論文をそれぞれ半分に分けて、再編成して別の章に仕上げるなどの大なたを振るってしまった。後戻りできず、その後はひたすら作業に邁進し、情報をアップデートしているうちに、気づくと大幅に頁数が増えていた。出版予定日が近づく中、定価変更や、学振に事業計画変更申請をする羽目に陥り、校了しても安心できなかった。柴田さんにも大いにご迷惑をおかけしてしまった。

無事2月末に刊行できたときは心からホッとした。まだまだ不十分なところの多い内容だが、献本の返信に、宮澤先生から「圧巻」というお言葉をいただいて、20年の宿題をようやく終えた気がした。面白かったのは、いくつかあったカバーデザインから選ぶという貢献をした息子が、「俺の名前はないのか」と落胆したことだった。そして、驚いたのは、法とは全く専門の異なる父がパーキンソン病で不自由な手で感想文を書いて送ってくれたことだ。この生まれて初めての父からの手紙は涙なしには読めなかった。

（わたなべ ちはら・法社会学）

Study Group	研究会
	2018年2月～5月

■法学部定例研究会：

- 18年 2月 3日 商法研究会：島田志帆氏「有価証券届出書等の虚偽記載につき主幹事証券会社に損害賠償責任が認められた事例（エフオーアイ事件）」（東京地判平成28年12月20日判タ1442号136頁）小野里光広氏「オーストラリア会社法における「支払不能取引」回避義務」
- 18年 3月 3日 商法研究会：瀬谷ゆり子氏「会計監査限定の定款の定めがある大会社の監査役への責任」（大阪高裁平成29年4月20日判決 金判1519号12頁）土岐孝宏氏「原因者負担金の負担の対物賠償責任保険」
- 18年 3月 30日 第12回最高裁研究会：坂田隆介氏「最高裁の正当性と司法的ステイツマンシップ」渡辺千原氏「アメリカ出張報告」
- 18年 4月 28日 商法研究会：竹瀨修氏「保険金受取人の推定相続人による被保険者兼受取人の故殺と保険金請求権の帰趨」原弘明氏「非公開会社における株主割当てによる新株発行の無効（大阪内外液輸事件）」
- 18年 5月 18日 第13回最高裁研究会：木佐茂男氏「＜司法改革＞論から＜司法制度改革＞への30年－司法の今をどう見るか」
- 18年 5月 28日 第1回刑事法研究会：ヘルムート・ザッツガー氏「ヨーロッパ統合とそのEU内刑事司法への影響」

Research Grant	科研費
	2018年度

- 基盤研究 (B) 国連海洋法条約体制の包括的分析－条約発効20年の総括と将来への展望
研究代表 薬師寺 公夫
- 基盤研究 (B) 現代民主主義の構築における司法の役割と国民的基盤－司法行動・制度改革の実証的研究
研究代表 市川 正人
- 基盤研究 (B) 医療安全と紛争解決の有機的連携の促進のための複数領域による国際比較研究
研究代表 平野 哲郎
- 基盤研究 (C) 行政責任の拡大とそれに伴う損害の法的調整に関する日仏比較研究
研究代表 北村 和生
- 基盤研究 (C) 米国厳罰政策の転換がわが国の少年司法に及ぼす影響に関する研究
研究代表 山口 直也
- 基盤研究 (C) ベトナム戦争期の日・ビルマ・米関係－戦後日本の国際秩序構想の特質
研究代表 吉次 公介
- 基盤研究 (C) つながり構築するプロジェクト授業がドイツ語初学者の学習意欲に及ぼす効果の研究
研究代表 田原 憲和
- 基盤研究 (C) 行政参加手続の新展開
研究代表 正木 宏長
- 基盤研究 (C) イノベーション政策下における国家・大学間関係に関する公法学的比較研究
研究代表 中島 茂樹
- 基盤研究 (C) 修復的正義の観点からの＜損害の可視化＞を実現するための損害論の法心理学的再構築
研究代表 松本 克美

- 基盤研究 (C) 中国語教育におけるレアリア活用方法の構築
研究代表 中西 千香
- 基盤研究 (C) 現代オーストラリア小説から読み解く先住民とヨーロッパ人の関係性
研究代表 佐藤 涉
- 基盤研究 (C) 明治期の日本人留学生のドイツにおける法学博士学位の取得とその法史学上の意義
研究代表 高橋 直人
- 基盤研究 (C) グローバル化および「世代間公正」と向き合う選挙制度の憲法学的考察
研究代表 植松 健一
- 基盤研究 (C) 欧州人権条約の国内実現における欧州人権裁判所による司法的外交の法的基盤
研究代表 徳川 信治
- 基盤研究 (C) 主観的リスクの現代的変容と保険カバーの法的対応
研究代表 竹瀆 修
- 基盤研究 (C) 会社訴訟のコーポレートガバナンスにおける役割の変容
研究代表 山田 泰弘
- 基盤研究 (C) アクターの選好形成に係る中範囲理論を用いた地方政治の多様性に関する研究
研究代表 徳久 恭子
- 基盤研究 (C) アフロキューバ主義における混血アイデンティティの言説形成プロセスの解明
研究代表 安保 寛尚
- 基盤研究 (C) 情報構造が量化解釈に与える影響についての理論的研究
研究代表 藏藤 健雄
- 基盤研究 (C) 日本中世における法・裁判・紛争処理に関する再定位：中世法制史研究の基盤形成へ
研究代表 河野 恵一
- 基盤研究 (C) ドイツにおける計画確定決定を争う訴訟の研究：都市計画争訟制度の整備のために
研究代表 湊 二郎
- 基盤研究 (C) ジェンダーレス時代における性被害と刑事的規制
研究代表 嘉門 優
- 基盤研究 (C) ドイツにおける重罪合意罪（謀議罪）及び犯罪結社罪・テロ結社罪の歴史的展開と現状
研究代表 安達 光治
- 基盤研究 (C) 算定コストを考慮した、知的財産権侵害に対する損害賠償の具体的な算定枠組みの研究
研究代表 宮脇 正晴
- 基盤研究 (C) ウェストミンスター型制度・思想の日本への影響に対する解釈アプローチからの研究
研究代表 小堀 眞裕
- 若手研究 (B) 子会社利害関係者の保護と親会社の責任
研究代表 清水 円香
- 若手研究 (B) 候補者の民族背景が投票行動に影響を及ぼす政治的条件の解明
研究代表 村上 剛
- 若手研究 (B) 著作権法における属地主義とその限界に関する多元的考察
研究代表 畑中 麻子
- 若手研究 (B) 締約強制法理の再構築
研究代表 谷江 陽介
- 若手研究 (B) ポスト基礎付け主義時代におけるデモクラシーの行方：アゴニズムの民主主義論を中心に
研究代表 山本 圭

『立命館ロー・ニューズレター』84号（2018年2月発行）20頁の筆者のお名前に誤りがありました。ご迷惑をおかけしたことをお詫びして訂正いたします。

(誤) *GOTTWALT Peter*

(正) *GOTTWALD Peter*



立命館ロー・ニュースレター
第85号 (2018年6月)
編集：立命館大学法学会
ニュースレター編集委員会 (法学部研究委員会)
発行：立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL：075-465-8177
FAX：075-465-8294
URL：[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/
law/lex/newsletterindex.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm)